

別紙 7 生産体制・技術確立支援事業

第 1 事業の実施方針

農業就業者の高齢化・減少が進行する中、産業としての農業の維持及び食料の安定的な供給の確保に資する「強み」のある産地形成に向けた生産性向上や高付加価値化を図るため、実需者とも連携した新品種・新技術の導入、ICT導入効果の分析・情報発信、施肥設計の見直しによる資材費低減等の取組を支援する。

第 2 事業の内容

本事業は、産地における生産体制・技術面での課題を克服するための支援を行う事業であり、

- ① 実需者ニーズを踏まえた品質やブランド力など「強み」のある農畜産物づくりを推進するため、実需者を始めとした関係者間の連携、品種・技術等の特性・有用性の分析評価等の取組を支援する「新品種・新技術の確立支援」
- ② 農業ICT導入による経営改善事例を分析し、その効果を広く発信することで、担い手の農業ICT導入を後押しする「ICT導入効果の分析・情報発信」
- ③ 農業者が土壌診断の結果に基づく施肥設計とその配合手法等を習得し、低コスト施肥体系を実現できる取組を支援するための「施肥設計の見直しによる資材費低減対策の推進」

から構成される。

事業ごとの取組内容、事業実施手続等については、次のとおり定めるものとする。

- 1 新品種・新技術の確立支援
Ⅰに定めるとおりとする。
- 2 ICT導入効果の分析・情報発信
Ⅱに定めるとおりとする。
- 3 施肥設計の見直しによる資材費低減対策の推進
Ⅲに定めるとおりとする。

I 新品種・新技術の確立支援

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

事業の取組内容は次のとおりとし、原則として以下の（１）から（３）までの全ての取組を行うものとする。ただし、既に（１）に相当する取組を行っている事業実施主体は、（１）に取り組んだものとみなすことができるものとする。

（１）新品種・新技術等の特性把握

本要綱別表１の７（１）の事業内容の欄のアに掲げる取組は以下のアからエまでのとおりとし、ア及びエの取組は必須とする。

なお、事業で対象とする品種・技術の特性把握や分析評価の状況、生産者と実需者を始めとする関係者との調整の状況等を踏まえ、必要に応じて（２）に掲げる取組を追加して取り組むことができるものとする。

また、取組の具体的かつ詳細な実施方法・内容等を定めるための検討会等については適宜開催するものとする。

ア 品種・技術の特性把握

品種・技術の特性把握に必要な現地栽培試験、技術の実証・改良、導入効果・分析等を実施するものとする。

イ 栽培・技術マニュアルの作成

現地栽培試験や技術実証・改良等を行った品種・技術に関する栽培・技術マニュアルなど、品種・技術の普及を図るために必要な資料を作成するものとする。

ウ 産地・実需者の意向・ニーズ等調査

品種・技術について、産地導入に向けた生産者の意向や営農上の評価等の把握、実需者の取扱いの意向や具体的なニーズ等を把握するために必要な活動に取り組むものとする。

エ 品種・技術と産地・実需者等とのマッチング活動

品種・技術と生産者・実需者とのマッチング（事業者への製品の販売を希望する産地と、産地からの製品の購入を希望する事業者の双方に対し、相互に関する情報を提供することをいう。以下同じ。）を図るために必要な生産者・実需者への訪問、意見交換会・現地交流会の開催等の活動に取り組むものとする。

（２）産地・実需者等が連携して行う実証等を通じた生産技術の確立

本要綱別表１の７（１）イに掲げる取組は以下のアからエまでのとおりとし、全て取り組むこととする。

なお、（１）において取り組んだ内容が以下のアからエまでの取組で求める内容を満たす場合には、該当する取組に取り組んだものとみなすことができるものとする。

また、取組の具体的かつ詳細な実施方法・内容等を定めるための検討会等については適宜開催するものとする。

ア 品種・技術の実需者ニーズ等適応性試験

品種・技術について、実需者ニーズ等に応じた形態・品質等の農畜産物の確保

に向けた栽培実証試験、成分分析、加工適性試験等の必要な試験・評価等を実施するものとする。

イ 生産性向上・経営改善効果分析

品種・技術の導入による生産性向上効果の測定、生産者の経営改善効果の分析等を実施するものとする。

ウ 産地として導入を進めるべき品種・技術の選定

アの取組で得られた情報及び（１）で実施した取組結果等を踏まえ、産地として導入を進めるべき品種・技術の選定等に係る検討会を開催するものとする。

エ 導入を進めるべき生産技術の確立活動

産地として導入を進めるべき品種・技術の活用方法や今後の展開方策等について実需者等の視点も踏まえた検討を行うため、実需者・生産者・事業実施主体のほか、必要に応じて６次産業化プランナーや試験研究機関研究員等の関係者による情報交換・共有等の活動に取り組むものとする。

（３）新品種・新技術の普及等に関する手引きの作成

ア 本要綱別表１の７（１）ウに掲げる取組については、（１）及び（２）の取組結果に基づき、実需者ニーズに合った形態・品質等の農畜産物を確保するための工夫・調整の内容や生産された農畜産物が産地・市場に受け入れられるための関係者の連携・情報共有等の状況を含む新品種・新技術の普及等に関する手引きを作成するものとする。

イ 事業実施主体は、事業実施期間が終了したときは、アの手引きを書面及び電子媒体により地方農政局長に提出するものとする。

ウ 地方農政局長は、アの手引きを生産局長に提出するものとする。

エ 事業実施主体は、国が本事業の成果について普及を図ろうとするときは、これに協力するものとする。

２ 補助対象経費

（１）品種・技術の特性把握等に向けた検討会の開催

検討会を開催するための会場借料、試験研究機関の専門家等の委員旅費・謝金、専門員が行う検討に必要な資料の収集や調査のための旅費、資料作成費、消耗品費等

（２）品種・技術の特性把握及び実需者ニーズ等適応性試験

現地実証試験等を行うための実証・改良費、機械改良費、成分分析費、実証・改良等に要する圃場・機械や機器等の借上費、加工適性試験等を行うための原材料費、取組の一部に係る委託費、役務費、試験研究機関の専門家等の委員旅費・謝金、導入効果・分析・評価等に係るデータ等の取りまとめに係る賃金、資料作成費、消耗品費等

（３）栽培・技術マニュアルの作成

事業実施主体が行う印刷製本費、試験研究機関の専門家等の執筆謝金、資料購入費、消耗品費等

（４）生産者・実需者の意向・ニーズ等調査

事業実施主体が行う生産者・実需者等の意向把握に係るアンケート実施等のため

- の資料作成費、専門員が聞き取り調査を行うための旅費、通信運搬費、消耗品費等
- (5) 品種・技術と生産者・実需者とのマッチング活動
専門員が生産者・実需者を訪問するための旅費、意見交換会・現地交流会等を開催するための会場借料、助言等を求める専門家等の委員旅費・謝金、資料作成費、消耗品費等
- (6) 生産性向上・経営改善効果分析
生産性向上効果の測定及びデータ等のとりまとめに係る賃金、資料作成費、生産者の経営改善効果の分析に係る助言等を求める専門家等の委員旅費・謝金、資料作成費等
- (7) 産地として導入を進めるべき品種・技術の選定
検討会を開催するための会場借料、助言等を求める専門家・有識者等の委員旅費・謝金、資料作成費、消耗品費等
- (8) 導入を進めるべき生産技術の確立活動
生産者・実需者等関係者間の情報交換・共有を図るための検討会等の開催に要する会場借料、資料作成費、消耗品費等
- (9) 新品種・新技術の普及等に関する手引きの作成
手引きの作成のための検討会等の開催に要する会場借料、資料作成費、消耗品費等

3 補助要件

本要綱別表 1 の 7 (1) の事業実施主体の欄に規定する中間事業者は、次に掲げる要件をすべて満たすものに限るものとする。

- (1) 事業対象品目の農畜産物を加工・業務用等の材料として生産者から購入する能力を有すること
- (2) 事業対象品目の農畜産物を食品製造業者等の需要に合わせた数量、品質、形態等で供給を行う能力を有すること
- (3) 加工・業務用等の需要対応のため、産地の指導及び育成に取り組む能力を有すること。ただし、応募団体が当該能力を有しない場合でも、産地指導等を実施する者として、都道府県等の当該能力を有する者を事業実施体制の中に位置付ける場合には、能力を有するものとみなすこととする。
- (4) 次のいずれかであること
- ア 卸売事業者
 - イ 卸売事業者で構成される協議会
 - ウ 卸売事業者を含む複数食品製造業者等で構成される協議会
 - エ 食品製造業者等及び品種・技術を導入しようとする生産者で構成される協議会
 - オ 食品製造業者

4 成果目標の設定

- (1) 成果目標は、目標年度において「1つ以上の新品種・新技術等について、産地・実需者のニーズ等を反映した生産技術が確立・導入されている」こととする。
- (2) 成果目標の目標年度は、事業実施計画に定めた事業最終年度の翌年度とする。

5 審査基準

本要綱別表 4 の 2 の審査基準の評価項目は次のとおりとする。

(1) 導入目的

- ア 産地・実需者等が連携して行う実証等を通じた生産技術の確立から取り組む計画（事業実施期間 1 年間）であるか。
- イ 事業を実施する都道府県内において、これまでに（事業応募前年度時点）、普及していない品種・技術であるか。
- ウ 応募者以外が開発した品種・技術を対象とする取組であるか。
- エ 最新農業技術・品種に選定されている品種・技術であるか。
- オ 省エネ対策・地球温暖化に対応する品種・技術を活用する取組であるか。

(2) 実施体制

- ア 実施体制の中に、産地指導を担当する機関又は者が位置付けられており、技術的課題に対して対応することができる研究機関等の協力機関又は協力者等が参画しているか。
- イ 事業対象品種・技術の導入を想定する産地・生産者等が明確に想定されているか。
- ウ 産地・生産者とマッチングする実需者が明確に想定されているか。
- エ 栽培・技術実証方法が明確に想定されているか。
- オ 構成員として、産地（生産者）及び実需者が含まれており、さらに幅広い関係者で構成されることが想定されているか。

第 2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要綱本体第 6 の 1（1）に基づき、別添 1 により新品種・新技術の確立支援事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）を策定し、地方農政局長に提出するものとする。

2 事業の承認

- (1) 地方農政局長は、予算の範囲内で、本要綱本体第 6 の 1（1）の事業実施計画の承認を行うものとする。
- (2) 地方農政局長は、（1）により事業実施計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける事業実施主体に対し、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の事業実施主体に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

3 事業実施期間

事業実施期間は、本要綱本体第 6 の 1 により事業実施計画の承認を受けた年度から翌年度までの 2 年以内とし、承認を受けた事業実施計画に定めた期間内とする。

第 3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第 7 の 1 に基づき、別添 2 により事業の結果、成果等を地方農政局長に報告するものとする。

2 事業の評価

- (1) 事業実施主体は、本要綱本体第8の1(1)に基づき、別添3により自己評価を行い、地方農政局長に報告するものとする。
- (2) 地方農政局長は、本要綱本体第8の1(4)に基づき、別添4により事業評価の結果を速やかに公表するものとする。

第4 その他

次の取組は、助成の対象としない。

- (1) 国の他の助成事業を通じ、又は地方公共団体その他国以外の者から、現に支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- (2) 農畜産物の生産費補填（生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補償
- (3) 販売促進のために宣伝活動としてのポスター・リーフレット等の作成、新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会等の開催

Ⅱ ICT導入効果の分析・情報発信

第1 事業の内容

1 事業の内容

(1) 調査・分析手法等の検討

先行事例調査に当たり、普及の程度、販売されている製品数等を踏まえつつ、調査対象とするICT製品の種類、調査・分析手法、事例調査先等の検討を行う。

なお、検討に当たっては、必要に応じて農業者や指導者（都道府県普及指導員、JA営農指導員等）、有識者等へ意見を聴取することとする。

(2) 先行事例の調査・分析

ICTを有効活用している担い手等の所在地に出向き、ICTの効果的な活用手法とそれによる経営改善効果等を調査・分析し、取りまとめる。

(3) セミナーの開催

農業者、指導者等を対象として、地方自治体等と連携し、ICTの導入効果の発信等を目的としたセミナーを全国5か所以上の地域で開催する。セミナー参加者に対し、セミナーの内容に関する満足度等のアンケートを実施する。

2 補助要件

本要綱別表1の7（2）の事業実施主体の欄に規定する協議会は、次に掲げる要件を満たすものに限るものとする。

(1) 事業の手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。

(2) 協議会規約において、1つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

3 成果目標の設定

(1) 1（3）で実施するアンケート調査結果のうち、ICTに関する有用な情報が得られたと答えるセミナー参加者の割合を指標として、50%以上の目標値を設定するものとする。

(2) 本事業の目標年度は、事業実施年度とする。

4 審査基準

本要綱別表4の2の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

(1) 調査・分析実施の計画性

ア 有識者の意見を踏まえて調査・分析に取り組む計画であるか。

イ 調査・分析するICT製品の種類が想定されているか。

ウ 調査・分析するICT製品・農業者の数が想定されているか。

エ これまでに（事業応募前年度時点）行われた類似の調査を踏まえた計画となっているか。

オ 農業ICTの定量的な導入効果を調査・分析しようとする計画であるか。

(2) セミナー実施の計画性

- ア 都道府県や民間企業と連携して実施する開催計画となっているか。
- イ セミナー開催地の主要品目や繁閑期等の特性を踏まえた適切な開催スケジュールであるか。
- ウ これまでに（事業応募前年度時点）行われた類似のセミナー・イベントの開催状況を踏まえた開催計画となっているか。
- エ 講演や取組事例紹介等の内容のバランスのとれたセミナーとなっているか。
- オ セミナーの開催後にもウェブサイト等で、事業の成果を広く情報発信する計画となっているか。

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

- (1) 事業実施主体は、本要綱本体第6の1に基づき、別添5により事業実施計画を作成し、生産局長に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、他の民間団体等に本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載し、生産局長の承認を得るものとする。

ア 委託先

イ 委託する事業の内容及びそれに要する経費

2 事業実施計画の承認等

生産局長は、事業実施計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける事業実施主体に対し、承認した旨の通知をするものとする。また、それ以外の事業実施主体に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第7の1に基づき、別添6により事業の結果等を生産局長に報告するものとする。

2 事業の評価

事業実施主体は、本要綱本体第8の1(1)に基づき、別添7により点検評価報告を作成し、生産局長に報告するものとする。

- 3 生産局長は、事業実施主体から2の報告を受けた場合には、内容を点検評価し、別添8により評価結果を取りまとめ、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

第4 その他

1 成果の普及

- (1) 事業実施主体は、その成果を普及するため、新聞、図書、雑誌論文等の印刷物やインターネット等により、各事業による成果等を公表するものとする。
- (2) 事業実施主体は、生産局長が各事業による成果の普及を図ろうとするときには、これに協力しなければならない。

- 2 次の取組は、助成対象としない。

- (1) その成果について、公共の用に供さない取組
 - (2) 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる取組
 - (3) 本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた取組
- 3 交付申請のあった金額については、補助対象経費等の精査により減額することがある。

Ⅲ 施肥設計の見直しによる資材費低減対策の推進

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

事業の取組内容は次のとおりとし、事業実施主体は全ての取組を行うものとする。

(1) 低コスト施肥技術の研修の実施

農業者や指導者を対象として、施肥設計・肥料配合に関する知識及び技術を習得するための研修会を開催するものとする。

(2) 新たな施肥体系の確立

ア 検討会の開催

慣行として行われている施肥体系と比較して低コストとなる新たな施肥体系の実現に向けて必要な検討を行うものとする。

イ 実証試験による資材費低減効果の検証と分析

土壌診断の結果に基づいた施肥設計を行い、その設計に基づく新たな施肥体系の実証試験を実施するものとする。

ウ マニュアル等の作成・配付

実証試験により得られた成果や低コスト施肥体系の実現に向けて必要な知見等を取りまとめ、施肥設計の見直しによる資材費低減対策の普及を図るために必要なマニュアル等を作成するものとする。

2 補助対象経費

(1) 低コスト施肥技術の研修の実施

研修会を開催するための会場借料、試験研究機関等の専門家等の委員旅費・謝金、印刷製本費、消耗品費等

(2) 検討会の開催

検討会を開催するための会場借料、委員旅費・謝金、検討に必要な資料の収集や調査のための旅費、印刷製本費、消耗品費等

(3) 実証試験による資材費低減効果の検証と分析

実証試験を行うために必要な賃金・資機材費、土壌成分や作物成分の分析に必要な役務費、実証に要するほ場・機械や機器等の借上費、作物成分の分析等を行うための原材料費、取組の一部に係る委託費、資材費低減効果の検証・分析に係るデータ等の取りまとめに係る印刷製本費、消耗品費等

(4) マニュアル等の作成・配付

事業実施主体が行う印刷製本費、通信運搬費、消耗品費等

3 補助要件

本要綱別表1の7(3)の事業実施主体の欄の協議会の満たすべき要件は、次に掲げるとおりとする。なお、既存の協議会を活用する場合にあっても、次の全てを満たすことを要件とする。

(1) 事業の事務手続を効率的に行うため、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法等を明確にした団体の運営等に係る規約等が定められているとともに、本事業に効果的に取り組む能力を有していること

- (2) 都道府県、民間団体、農業者団体、農業者、肥料の製造・流通事業者、公的試験研究機関、有識者等の関係者から構成されるものとし、低コスト施肥体系の実現が効果的に行われることが見込まれること
- (3) 農業現場での技術実証等を円滑に行うため、少なくとも農業者1名を参画させること
- (4) 新たな施肥技術に対する助言、評価、普及等を適切に行うため、都道府県の普及指導組織を参画させること

4 成果目標の設定

- (1) 本事業の成果目標は、目標年度において新たな施肥技術による単位面積当たりの施肥コストが慣行と比べ減少し、かつ、以下の要件のうち少なくともどちらかを満たすものとする。
 - ア 単位面積あたりの肥料費が慣行と比べ5%以上低減
 - イ 単位面積あたりの施肥にかかる労働費及び農機具費等※の合計が、慣行と比べ5%以上低減
- ※ 農機具費等とは、農機具を購入した場合の減価償却費、リース又はレンタルした場合の賃借料、作業委託した場合の委託費等を指す。
- (2) 成果目標の目標年度は、第2の3に定める事業実施期間の最終の事業実施年度の翌年度とする。

5 審査基準

本要綱別表4の2の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

- (1) 低コスト施肥技術の研修の効果的な実行
 - ア 都道府県や民間団体等と連携して実施する開催計画となっているか。
 - イ 実証試験の実施を踏まえた適切な開催スケジュールであるか。
 - ウ 講演や取組事例紹介等の内容のバランスのとれた研修内容となっているか。
 - エ 研修会の開催に当たっては、事業実施主体以外の農業者や指導者など、より広範な対象に向けた周知を行う計画となっているか。
 - オ 研修会の開催後にも、ウェブサイト等で事業の成果を広く情報発信する計画となっているか。
- (2) 新たな施肥体系の確立に向けた実証試験の適切な実行
 - ア これまでの状況とそれに対する課題や対応方針が明確であるか。
 - イ 取り組む実証試験について、技術の内容や根拠が明確であり、新たな施肥体系による資材費低減効果の具体的なイメージができているか。
 - ウ 現場での普及イメージが明確であるか。
 - エ ICTやスマート農業などの先進的な取組を活用しているか。
 - オ 実証試験から得られる土壌診断結果等を活用し、科学的データに基づく効率的な土づくりの推進に向けた取組が実施できる体制となっているか。

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要綱本体第6の1(1)に基づき、施肥設計の見直しによる資

材費低減対策の推進事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）を別添 9 により策定し、地方農政局長に提出するものとする。

2 事業の承認

地方農政局長は、事業実施計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける事業実施主体に対し、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の事業実施主体に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

3 事業実施期間

事業実施期間は、本要綱本体第 6 の 1 により事業実施計画の承認を受けた年度から翌年度までの 2 年以内とし、承認を受けた事業実施計画に定めた期間内とする。

第 3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

（1）事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第 7 の 1 に基づき、事業の結果、成果等について、別添 10 により地方農政局長に報告するものとする。

2 事業の評価

（1）事業実施主体は、本要綱本体第 8 の 1（1）に基づき、別添 11 により事業評価を行い、地方農政局長に報告するものとする。

（2）地方農政局長は、本要綱第 8 の 1（4）に基づき、別添 12 により事業評価の結果を速やかに公表するものとする。

第 4 その他

1 次の取組は、助成の対象としない。

（1）国の他の助成事業を通じ、又は地方公共団体その他国以外の者から、現に支援を受け、又は受ける予定となっている取組。

（2）農畜産物の生産費の補填若しくは販売価格支持又は所得補償。

2 事業成果の取扱い

事業成果については、事業終了後にあっても、例えば、都道府県、民間団体、農業者団体、農業者、肥料の製造・流通事業者、公的試験研究機関等、幅広い関係者を対象とした成果発表会の開催やインターネット等の手段を活用して、個人情報等に係るものを除き、その詳細な内容について、可能な限り積極的に周知・普及を図る体制を整備するものとし、国が事業成果の普及を図ろうとする場合には、これに協力するものとする。国は、事業実施主体が本事業により得た全てのデータ及び成果を公表できるものとする。